

2021年5月13日

各 位

会 社 名 パンチ工業株式会社
住 所 東京都品川区南大井六丁目22番7号
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 CEO 森久保 哲司
(コード番号: 6165 東証第一部)
問 合 せ 先 経営管理部 広報課長 松田 隼人
TEL. 03-5753-3130

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年5月13日開催の取締役会において、2021年6月23日開催予定の当社第47回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2021年4月13日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、取締役会の業務執行権限の一部を取締役に委任することにより、経営の意思決定の迅速化を図ることを目的とし、2021年6月23日開催予定の当社第47回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を株主総会の決議に加え取締役会の決議により行うことができる旨を定款第44条として新設し、現行定款第48条（期末配当金）を変更案第45条（剰余金の配当の基準日）に変更し、それらの規定の一部と内容が重複する現行定款第49条（中間配当金）を削除するものであります。
- (3) 監査等委員会設置会社への移行による業務執行と監督の分離に伴う責任分担の明確化を図るとともに、取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で取締役の責任を免除することができる旨の規定として、現行定款第30条（取締役の責任限定）を変更案第31条（取締役の責任免除）に変更するものであります。なお、現行定款第30条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年6月23日（水）
定款変更の効力発生日	2021年6月23日（水）

以 上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役等) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p>	<p>第1条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役等) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役の中から必要に応じ、取締役会長1名を選定することができる。</p>	<p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から必要に応じ、取締役会長1名を選定することができる。</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役<u>および各監査役</u>に対し会日の3日前までに発するものとする。</p> <p>ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に 対し会日の3日前までに発するものとする。</p> <p>ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p><u>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u> <u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 当社の取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役<u>および監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任限定) 第30条 (新 設)</p> <p>当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(監査役および監査役会の設置)</u> 第32条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p><u>(監査役の員数)</u> 第33条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u> 第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の任期)</u> 第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p>	(削 除)
<p><u>(常勤監査役)</u> 第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規則)</u> 第40条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任限定)</u> 第42条 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	
(新 設)	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の設置)</u> <u>第33条 当社は、監査等委員会を置く。</u></p>
(新 設)	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第34条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第35条 当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日3日前までに発するものとする。</u> <u>ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u> <u>第36条 当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第37条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会規則)</u> <u>第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第43条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第39条～41条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(会計監査人の報酬等) 第46条 会計監査人の報酬等は、取締役会が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(期末配当金)</u> 第48条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。)を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(中間配当金)</u> 第49条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当 (以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p> <p>(期末配当金等の除斥期間) 第50条 当社の期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 <u>未払の期末配当金および中間配当金</u>には利息をつけない。</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、取締役会が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第43条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間等) 第46条 <u>配当金</u>が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 <u>前項の支払</u>には利息をつけない。</p>

以 上